

平成 2 4 年度税制改正に関する意見

平成 2 3 年 7 月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会長 林 田 英 治

平成 24 年度税制改正に関する意見

3 月 11 日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらした。一日も早い復旧、復興に向け総力を挙げて取り組まなければならないことは論をまたない。同時に、経済のグローバル化が進展する中、震災を契機に、産業の空洞化が強まっており、国内における生産活動を積極的に後押しすることで、わが国経済の再生に向けた取り組みをより加速化させることが不可欠となっている。経済成長の源泉である企業活動を支え、わが国が将来にわたり研究・製品開発拠点、高度な部材・製品製造拠点として存続するためにも、国際的な立地競争力を強化する早急な対応が不可避であり、国際競争市場におけるイコールフットINGの観点から、税制面等の基盤整備が喫緊の課題である。

一方、わが国財政は国・地方合わせた長期債務残高が GDP 比 180%に達し、主要先進国中最悪の水準であるなど、極めて深刻な状況にある。景気の停滞により税収が落ち込む中、少子高齢化の進展による社会保障費の自然増に加え、震災からの復旧、復興のため、財政負担はさらに増加することから、財政の健全化は焦眉の課題となっている。活力があり安心して持続可能な経済社会の実現のため、歳出の徹底的な削減と合わせ、給付の効率化、重点化をはじめとした社会保障制度改革と、安定財源である消費税の拡充を含めた税制抜本改革のバランスのとれた歳入歳出一体改革が、早期に実行されることが必要である。

こうした観点を踏まえ、平成 24 年度の税制改正においては、以下の事項を要望する。

<税制抜本改革に係わる要望事項>

○ 法人実効税率の引下げ

平成 23 年度税制改正大綱で示されたわが国企業の国際競争力の向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図るという法人実効税率 5%引下げの必要性は、震災の前後で変化がないばかりでなく、現実化しつつある産業空洞化を防止し、企業立地を促進するという観点から、むしろ高まっている。また、5%引下げの改正法案が実現したとしても、わが国の法人実効税率は、約 35%と依然として世界で最も高い水準に止まる。

従って、今後の法人課税の抜本改革においては、法人実効税率を高止まりさせている地方法人二税のあり方についても見直し、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準(20%台)も踏まえ、早急に少なくとも欧州並みの 30%を目途とした引下げを実現する必要がある。

一方で、未曾有の大震災からの復興財源として、法人税率の引下げ分を充当せざるを得ないということであれば、税率引下げは成立、施行させた上で、一定の付加税を課すか、あるいは、一定期間後（例えば、3年後）の税率引下げを確実に実施することを法制化すべきである。

○ 地球温暖化対策税の導入反対

「地球温暖化対策のための税」については、東日本大震災後の現下の厳しいエネルギー情勢を踏まえ、将来のエネルギー需給構造を検討する過程で、経済・雇用への影響の度合い等について十分精査し、国民の理解と納得を得るべくその結果について国民に示した上で、国民的な議論を十分に行うべきであり、拙速な導入には反対である。

「地球温暖化対策のための税」は、平成23年度税制改正大綱において、エネルギー起源 CO₂を2030年に1990年比▲30%程度、もしくはそれ以上の削減を見込んだエネルギー基本計画に鑑み、税制による地球温暖化対策の強化とエネルギー起源 CO₂排出抑制のための諸施策を実施していく観点から導入するとされた。

しかし、東日本大震災を契機として、現行のエネルギー基本計画について見直しの検討が開始される予定であり、同時に、中期削減目標の25%削減をはじめ、地球温暖化対策基本法についても抜本的な見直しが必要な状況にある。

これらの結論が得られていない中での化石燃料への更なる課税は、ただでさえ、足元の燃料価格が上昇傾向にあるなか、電気料金をはじめとしたエネルギーコストの上昇に拍車をかけ、結果として、震災復興、経済の立て直しへの足かせとなることから、その導入には、反対である。

○ 社会保障・税に係る番号制度の早期導入

税制抜本改革の実現のためには、その執行の基盤として、番号制度の導入が不可欠である。「社会保障・税に係る共通番号制度」については、社会保障制度の見直しと併せて検討を進め、今秋以降可能な限り早期に国会への法案提出を目指すこととされており、個人情報管理等にも配慮しながら、着実に推進していく必要がある。

税負担の公平性の確保、税務行政の効率化、高度化の観点からも、納税と社会保障の一元的管理を推進し、国民と企業が着実に義務を果たしつつ、公正に公的サービスを受けるための基盤として、番号制度を早期に導入・整備すべきである。

＜重点要望事項＞

○ 石油石炭税における「鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭」の恒久免税化

鉄鋼の製造に使用する石炭については、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼製造用の原料炭に課税する例はない。

厳しい国際競争に晒されているわが国鉄鋼企業にとって、所得課税・資産課税での極めて不利な現況に加え、さらに鉄鋼製造用の石炭に課税となれば、日本鉄鋼業のみならず、高機能鋼材を共同開発している多くの製造業の国際競争力や雇用にも大きな影響を与え、加えて炭素リーケージにより地球全体では排出増となり、地球規模での温暖化防止にも逆行することになることから、諸外国と同様、恒久的な免税措置が必要である。

また、コークスの製造に使用する石炭についても、他の原料による代替が困難な上、諸外国でもコークス製造用の原料炭に課税する例はない。仮に、コークス製造用原料炭が課税されれば、コークス製造業者は、最大ユーザーである国内鉄鋼会社に課税による経費上昇分を転嫁せざるを得ず、これにより鉄鋼製造用の石炭に課税するのと同じことになる。従って、諸外国と同様、恒久的な免税措置が必要である。

○ 固定資産税の見直し

・償却資産に対する固定資産税課税の縮減・廃止

償却資産を課税客体とするケースは国際的に見て極めて例外的であり、グローバル市場で過酷な競争に晒されている企業にとって、海外企業とのイコールフットिंगの観点から大きな問題を有している。また、地方自治体の行政サービスにおいて、社会保障関係費の割合が非常に高まっているなかで応益と税負担の関係、設備により生み出されるフロー所得との二重課税の問題、さらには課税が特定の設備型産業に偏重するといった税の公平性の観点等からみても、償却資産に対する固定資産課税は問題があり、縮減・廃止を図るべきである。

なお、地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難な場合は、少なくとも、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。

・非住宅用地の固定資産税負担の適正化・均衡化

わが国企業にとって、土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害している。一方、地方自治体が条例により、負担水準 60%まで引き下げることができることとされる条例減額制度は、減収財源が担保されていないことも含め、ほ

とんど機能していない。

こうした状況から、平成 24 年度評価替えを機に、企業の国際競争力を確保し、税負担の均衡化、適正化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応でなく、地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を 60%へ速やかに引き下げるべきである。

○ 研究開発促進税制の拡充・恒久化

研究開発は、わが国経済成長の礎となる企業の競争力を維持・強化し、更にはわが国が科学技術立国として中長期的に成長を続けるための糧である。

研究開発税制は、経済のグローバル化の進展により、企業の国際的な機能分散が進む中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で極めて重要である。したがって、平成 23 年度末で期限を迎える増加型等の上乗せ措置の延長のみならず、税額控除率の引上げ、控除限度超過額の繰越期間の延長等の拡充を図り、恒久化すべきである。

<その他の要望事項>

○ 震災復興ならびに地震・津波等への対策を促進する税制上の措置

東日本大震災により、企業では、国内における緊急事態下の事業継続の観点から、全国の各地の事業所における災害対策、特に津波対策を見直す機運が高まっている。企業が行う地震・津波等の災害対策強化の効果は、周辺地域の防災機能の強化にもつながることから、今後、とりまとめられる津波防災対策ガイドライン等に基づいて、企業が自ら行う防災投資等に対しては、税額控除や固定資産税の減免等の支援措置を講ずるべきである。

○ 特定の事業用資産の買換え特例（9号買換え）の恒久化

長期所有土地等からの買換え特例制度（9号買換え）は、企業が事業再構築を図り、戦略的投資を実施する際に、それを支援する制度としてこれまで多くの企業で活用されてきた。企業がゴーイングコンサーンとして事業環境の変化に対応し、国内において、継続的に事業を行う上で、スクラップ・アンド・ビルドは一定の間隔で繰り返されるものであり、資産の有効活用に資する本措置の継続は必要不可欠である。大企業、中小企業を問わず広範に利用されている 9号買換え制度は、恒久化すべきである。

○ 国際課税制度の更なる改善

・ 移転価格税制における二重課税排除の徹底

移転価格税制については、平成 22 年度改正において価格算定文書の明確化が図られる等、実態を踏まえた制度運用と事務運営要領の整備が図られてきているが、企業にとって予期せぬ二重課税負担が生じないよう、事前確認制度や相互協議の迅速化についてなお一層の取り組みが必要である。併せて、国外関連者の要件については、実質的な支配力の観点から、株式保有比率 50%以上から 50%超に見直す必要がある。

・ 直接外国税額控除制度における控除限度超過額の繰越期間延長等

平成 21 年度改正で、持分 25%以上の海外子会社からの配当については、益金不算入制度が整備されたが、その対象外となる事業所得等に係る直接外国税額控除について、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長（現行 3 年→7 年）や、控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分についての損金算入を認める等の改善を図るべきである。

○ 海外投資等損失準備金の延長

鉄鉱石、原料炭等の鉄鋼製品の主原料は 100%海外からの輸入に依存しているが、中国等新興国をはじめとする鉄鋼需要の拡大から鉄鋼生産は世界的に増加傾向にあり、それに伴い原料需給も逼迫した状況が続いている。こうした中で、鉄鋼各社は、広範な需要産業に鉄鋼製品を安定供給するために、将来に渡る原料の安定確保を図ることに注力してきている。

わが国の資源・エネルギーの安定供給を確保するために、高いリスクをともなう資源の探鉱・開発事業を支援し、継続的な開発活動の促進を図るため、本制度の適用期限を延長すべきである。

○ 企業年金税制における特別法人税の撤廃

少子高齢化が急速に進展するなかで、公的年金の給付水準は低下していく傾向にある。公的年金制度を補完し、老後の所得保障の充実を図るため、自助努力に基づく企業年金制度の役割の重要性が益々高まっている。

年金税制の基本原則は拠出時・運用時非課税、給付時課税である。年金資産に対して課税する特別法人税は、平成 11 年度から適用が停止されているが、速やかに廃止し、企業年金制度に対する税制面での適正な措置が図られるべきである。

○ 欠損金の繰戻し還付不適用措置の撤廃

欠損金の繰戻し還付制度については、主に財政上の理由により、平成4年度改正以降、臨時的措置として適用が停止されている。本制度は、欠損金の繰越控除制度と同様に本法上の措置であり、繰戻し還付の適用を一般的な制度として速やかに復活させるべきである。

○ 受取配当の全額益金不算入の徹底

わが国法人税制においては、法人が受け取る配当について、持分の割合等によって益金不算入割合が制限され、また受取配当から負債利子が控除される等、諸外国に比べ二重課税排除の仕組みが歪められている。わが国企業が競争力強化に向けた事業再編に取り組むなか、法人間の配当課税については、課税済み所得の分配に対する課税であり、二重課税排除の観点から全額益金不算入の原則を徹底するよう速やかに見直すべきである。

- ・消費税の仕入税額控除における一定以上の課税売上割合に対する課税仕入れ等の税額の全額控除の継続
- ・公害防止用設備の固定資産税の課税標準特例の適用期限の延長
- ・「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に係る登録免許税の軽減措置の適用期限の延長
- ・企業年金税制における確定拠出年金の拠出限度額の撤廃
- ・合同会社に対する構成員（パススルー）課税の導入
- ・企業実務に配慮した税制の整備（会計基準改定に伴う税制対応）

以 上